

# 子ども・子育て会議（第47回）

## 議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

# 子ども・子育て会議（第47回）

## 議 事 次 第

日 時 令和元年10月31日（木）14:00～15:53

場 所 中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

### 1．開 会

### 2．議 事

（1）土曜日における保育に関するヒアリング

・社会福祉法人湘南学園保育の家しょうなん・園長

塚本 秀一 氏

（2）新制度施行後5年の見直しに係る検討事項について

（3）基本指針の改正について

（4）地方分権に関する提案募集について

（5）その他

### 3．閉 会

秋田会長 それでは、定刻となりましたので、第47回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

初めに、本日の委員の御出欠について、事務局より御報告をお願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

本日は、大日向委員、柏女委員、古口委員、徳倉委員、中川委員、村岡委員、安河内専門委員におかれましては、所用により御欠席です。

尾木まり専門委員につきましては、急遽御欠席となるとの御連絡をいただいております。

それから、ただいま木村専門委員は少しおくれているようですけれども、御出席ということで御連絡を頂戴しているところです。

新山委員におかれましては高橋代理人、奥山委員におかれましては坂本代理人、湊元委員におかれましては杉崎代理人に御出席いただいております。

本日は全委員25名のうち、代理の方も含め、19名の御出席をいただいております。また、本日は専門委員の皆様にも御出席いただいております。本日、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までをお配りしております。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですが、まずは土曜日における保育に関して、社会福祉法人湘南学園保育の家しょうなん・園長、塚本秀一様から御説明をいただき、意見交換を行いたいと思います。

その後、公定価格を中心とする施行後5年の見直しに係る検討事項及びその他の事項について議論したいと思います。

それでは、まずは塚本様から御説明をいただきます。塚本様は、前任期まで本会議の委員も務めておられましたが、全私保連の常務理事というお立場で、長年にわたり、全国各地の認可保育園を講演等で回るなど、都市部の保育や人口減少地域での保育について、さまざまな保育園の現状を理解されており、そうしたお立場から本会議の議論の参考として、施行後5年の見直しに係る検討事項にも上げられております土曜日における保育について、現場での取り組み、課題などについてお聞かせいただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

塚本氏 滋賀県大津市にございます、幼保連携型認定こども園保育の家しょうなんの園長の塚本でございます。

きょうはこういった機会をいただきまして、ありがとうございます。

お手元の資料1に基づきまして「土曜日保育の現状と課題」ということで御説明を申し上げたいと思います。

お開きをいただきまして、目次に本日の説明の内容、流れを記させていただいてござい

ます。

公定価格について、財政審からの改革の方向性を見直しというものを2つ。

そして、土曜日保育の現状ということで、まず平均的な都市部の現状、人口減少地域の現状、そして、都市部の現状ということで、3つ御用意をさせていただきました。

今度は職員の働き方という観点から、全私保連で働きやすい園をつくるための実態調査を実施しておりますので、そちらの中間報告。

そして、土曜日保育の在り方、位置づけ、公定価格面から発言をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。こちらが財政審から提起されてございます土曜日保育についての調査結果になってございます。

3ページ、図2にございますように、約8割の園で毎週土曜日保育は開園しているという実態でございます。

図4に行きますと、上のほうで、平日に比べまして子供たちが約3割は登園している、職員は3割から4割の出勤だということでございます。

こういったことから、改革の方向性では、公平性の観点から、利用実態・運営実態に応じて、よりきめ細やかな減算調整の仕組みが必要ということ提起されているわけでございます。

こういったことを受けまして、保育現場の現状をまずお伝えしたいと思います。

5ページをお開きください。まず、標準的な人口規模と申しますか、これは実は当園でございまして、滋賀県の大津市にございます園です。Sこども園というのは当園のことでございます。

大津市というのは、京都、大阪までの通勤圏内でもございますし、また、近くに紫式部ゆかりの石山寺という観光地がございますので、土曜日、日曜日、祝日が書き入れどきという観光産業が盛んな地域性もございます。

そういったこともありまして、午前6時から午後9時まで開園してございます。日曜、祝日も同時間開園してございますので、1日の開園時間は15時間になります。

その開園時間の中で、保護者の方々が就労等の事由によって、必要な範囲でお子さんを登園させているということでございます。

定員は115名で、1号認定の子供の定員が15名という園でございます。

各曜日ごとの登園率を出してみました。今年度、7月から9月までの3カ月の平均データということで、約ということで御理解をいただきたいのですが、平日で85%、土曜日40%、日曜日20%、祝日が35%という登園率になります。在園児数を分母にしまして、登園児数で計算をしてございます。

ですので、うちの園につきましては、土曜日保育が特別な保育の日ではないということがおわかりいただけるかと思えます。

6ページをごらんいただきたいと思います。今度はNこども園の場合ということで、人

口減少地域にある園の場合でございます。

午前7時から午後7時までの開園で、延長時間が1時間、いわゆる1日12時間開園という形でございます。

定員が46名、1号認定のお子さんも土曜日を利用されるということですので、全てのお子さんが土曜日を利用することがあるという園でございます。

この12時間の開園時間の中で、保護者の方々が就労等の事由により子供さんを登園させている。

土曜日の平均登園率につきましては、今年度7月のデータで約77%ということで、ちょっと高い数字が出てございます。7月というのは、下にございますようにリンゴ農家が多いということで、繁忙期だということでございます。

登園児数は2号、3号に至っては8割以上になっているということで、平日とほぼ変わらないという報告でございます。

7ページをごらんいただきたいと思えます。こちらは東京23区の認可保育園でございます。東京23区の中から8区14カ園のデータを紹介させていただいております。

一番低いところで土曜日の登園率は10%というところから、高いところでは37.5%、平均しますと、この東京23区の場合は24%ぐらいという数字でございます。

右の にございますように、23区はどこも待機児童がいるので、比較的保育の必要性の高いお子さんが入園をされていると。そのため、夫婦フルタイム共働きが多いので、週休2日の家庭が近年増加傾向にあることが推察されるということでございます。

8ページをごらんください。これが全私保連で現在実施しております保育者の働き方調査の中間報告から、土曜日の出勤回数を抜粋して記載させていただきました。左のようなピンク色のチラシを全国に配りまして、QRコードで読み取っていただきお答えいただくというアンケート調査でございます。

右のグラフにつきましては、下に行くほど土曜日の出勤回数が多いという数字でございます。一番多いのが下から2番目の「2週に1回出勤」、いわゆる隔週で土曜日に出勤している層が一番多いです。一番上が「主任保育士・主任保育教諭」、そして「保育士・保育教諭」、一番下の一番長い51.4%が「調理員・栄養士」の層でございます。

この結果ということで、9ページに記載をさせていただきましたけれども、まず、主任は出勤率が比較的高い。そして、調理職員については80%が土曜日出勤をしている。出勤回数は保育士よりも多いということです。それから、保育士・保育教諭は約3割、34.6%が隔週で出勤しているという結果でございます。

こういったことから考察されることは、保育士の場合は交代しながら土曜日を勤務している実態がある。また、土曜日の職員配置が足りない場合は、主任がカバーしているということが想像できます。

一方、調理職員につきましては、給食の食数にかかわらず調理業務の手順が必要ですので、園内調理を基本としている保育所については、子供が少ないからということで勤務者

数を減らすことは難しいことが推察されるわけでございます。

10ページからは、こういった実態を受けまして、保育現場からの思いというか、意見でございませう。

まず、土曜日保育の在り方ということでございませうが、新制度が施行されまして、保育標準時間が11時間という設定になりました。そして、月曜日から土曜日までそれを利用すると66時間、園を利用することが可能だということに位置づけられましたので、保護者の方々がそういった権利を与えられているのであれば、施設側はそのニーズに応える必要がございませう。むしろ児童福祉施設という性格上、土曜日、日曜日、祝日も含めて毎日開園しているべきだと私は考えております。

また、土曜日の保育ニーズというのは、先ほど申し上げましたように、地域によっても違ひませう。そういったことに地域ごとに応えているのが現状でございませう。

また、保育標準時間11時間にプラスしまして、現在80%を超える園が延長保育を実施しております。1日の開所時間につきましては12時間から15時間となっている現状、週にしますと72時間から90時間という開園時間を週40時間勤務の保育士が交代勤務でカバーしている現状でございませう。

11ページをごらんいただきたいと思ひませう。土曜日保育の位置づけについて考えてみました。

位置づけというところでは、この土曜日保育そのものを加算という考え方もできるのではないかとございませう。通常の保育とは別に、日曜日、祝日の保育を休日保育という扱いをしているように、現行の公定価格の加算という取り扱いの方法もあるのではないかと。

では、現在、常態的に土曜日を閉所する場合、公定価格から6%から8%の減額がされるわけでございませうけれども、経営的に考えますと6%から8%の減額をされても土曜日をあけていることよりも有利、あるいは保育士確保ということを考えますと、完全週休2日制が実現できれば確保がしやすくなるだろうということも想像ができますが、先ほど申し上げましたように、土曜日保育を必要とする保護者のニーズ、これに応えるように保育現場では努力をしているということでございませう。

結果、先ほど申し上げましたように、8割以上の園で土曜日を全て開園している状況でございませう。

土曜日保育の在り方でございませうけれども、実は当園でもここ数年、働き方改革が進められているということもございませうして、土曜日の保育ニーズも変化してきていると実感してございませう。今後、この労働施策の動向も見ながら対応が必要かと考えるところでございませう。

12ページをごらんいただきたいと思ひませう。今度は公定価格の面から土曜日保育について考えてみました。

まず、保育士の働き方改革、そして、処遇改善、標準時間認定対応ということで記載を

しました。

現在、保育士不足が本当に深刻になってきておりまして、多くの保育現場では週40時間労働、完全週休2日制は実現されていません。ほとんど職員のローテーションでぎりぎりの保育の実施になっている現状でございます。

もし仮に土曜日が平日のように子供が80%、90%来るようになった場合、現行の公定価格では職員の配置基準が満たせない。平日の不足分を土曜日の勤務調整にて補っている現状を御理解いただけたらと思うところでございます。

標準時間認定対応ということでは、これまで8時間が基本保育時間ということではございましたけれども、新制度施行後11時間が標準時間と設定がされました。しかしながら、公定価格におきましては、8分の11という手当てがされているとは言いがたい状況でございます。

御承知のとおり「標準時間対応延長保育基本分給付化」ということで、常勤保育士1人分、非常勤保育士3時間分が公定価格の基本分単価に盛り込まれておりますけれども、0歳から5歳までの子供全員11時間保育ということには対応できない現状でございます。

「さらに」ということで記載をしましたが、現在当園でも約1割の子供が保育短時間認定でございます。その1割につきましては減額されるということでございますので、全額が支弁されない現状もでございます。

こういったことを受けまして、まとめという13ページをごらんいただきたいと思います。

土曜日保育だけに着目して減算調整することについては、現場としては違和感を覚えてございます。職員の給与は月給でございまして、月給で雇用しているので、仮に土曜日の減算がされた場合、職員の給与に直結する問題でございます。

現在、保育士の処遇改善を進めていただいておりますので、そのことにも逆行しますし、それは保育士不足に拍車をかける危惧があるところでございます。

また、現在の国の公定価格プラス「都道府県や市町村の単独補助」で成り立っている現状もでございます。

ですので、新制度施行後5年後の見直しに当たりましては、この公定価格の現状を、現在の保育を保障していただき、そして、質的な向上が実現できるよう後押しするように改善していただくことをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対する質疑応答の時間を10分ほど設けますので、御質問がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、特に今の段階で御質問はないようですので、今の塚本様のお話なども踏まえて、それぞれの御意見の中で何かあれば御発言をいただければと思います。

それでは、時間の都合もございまして、次の議事に移らせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

池上参事官 それでは、まず私から資料2「公定価格に関する検討事項について」を御説明したいと思います。

1ページ、目次を設けております。ここで掲げている検討項目について、それぞれ現状、これまでの取り組みや検討の視点、方向性の案などを入れた資料を御用意させていただいているところがございます。本日はこの方向性の案について御意見をいただければと考えているところです。時間の関係もございますので、個々の項目について詳細に御説明するお時間はありませんけれども、資料に沿って簡単に方向性の案のところを中心に御説明いたしたいと思います。

2ページ、公定価格の算定方法などとなっております。主な論点として、公定価格の額の設定方法についてどのように考えるかという点でございます。

これについては、の2つ目にもありますけれども、財政制度等審議会の建議においては、「『包括方式』への移行も検討するべき」とされているところがございます。

方向性の案といたしましては、公定価格の設定方法については、対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」を維持することについて、どう考えるかとしているところがございます。

2つ目の、公定価格の見直しを行う際には、公定価格と実際の運営に要した費用が大きく乖離しないよう、経営実態調査の結果を考慮し、人件費、管理費及び事業費の水準の見直しを図ることとしてはどうか。それから、2号認定子供に係る公定価格に存置された旧副食費相当の一部については、基本分単価の中で位置づけを整理し直すこととしてはどうかとさせていただきます。

3ページ、1(2)の論点でございます。まず論点、方向性の案ですけれども、「所長(管理者)設置加算」「事務職員雇上費加算」については、事務負担軽減の観点から基本分単価に組み入れて、要件を満たさない場合に減算する仕組みとしてはどうかということと書かせていただいております。

論点が4ページでございます。認定こども園の関係ですけれども、方向性の案でございます。認定こども園におけるチーム保育加配加算の算定方法について、保護者の就労状況にかかわらず子供の受け入れが可能である認定こども園のよさを生かす観点から、運用の改善が可能か検討することとしてはどうかとさせていただいております。

5ページ、1(3)地域区分の関係になります。6ページに方向性の案が記載してございます。国家公務員及び地方公務員の地域区分を用いるという基本的な考え方は維持した上で、新制度独自の区分設定について、平成30年度から介護のほうでは新たな措置が講じられておりますけれども、その介護の状況も考慮して見直すこととしてはどうかとしております。

新制度施行時の経過措置については、施設・事業所の運営に与える影響を考慮して継続することとしてはどうか、将来的な取り扱いについて、引き続き検討してはどうかとしております。



7ページ、1(4)土曜保育の関係でございます。ただいま塚本園長からもお話を頂戴したところでございます。8ページから参考資料がありますので、少し触れたいと思います。

左側は開所日数についての記載でございます。上のほうに保育所がありますけれども、「開所日数分布」というところをごらんいただきますと、平成30年3月の土曜日が5日間ありましたけれども、その中で何日あいていたかというデータでございます。5日間フルにあいていたものが86.7%、4日間が9.7%、その他、3日、2日、1日、0日というところもでございます。

認定こども園についても「開所日数分布」のところをごらんいただきますと、5日間が79.3%、4日間が12.0%、その他のところもそれぞれ若干ではございますけれども、パーセントの分布がございます。

小規模保育事業については、5日間が68.8%となっているところでございます。

9ページ、利用児童数でございます。1つ目の のところで書いてありますけれども、保育所の土曜日の利用児童数の平均は31.0人であり、平日の32.4%であったとされております。

同じく、今度は認定こども園ですが、土曜日の利用児童数の平均は29.7人であり、平日の33.5%でございました。

小規模保育事業については、土曜日の利用児童数の平均が4.6人、平日の28.6%でありました。

(4)職員の勤務状況でございます。保育所については の1つ目にありますけれども、土曜日に勤務している職員数の合計は10.9人で、平日の45%となっておりました。

認定こども園については、平均8.6人、平日の34.0%となっております。

小規模保育所については、平均3.8人、平日の42.7%となっております。

こうした点も踏まえまして、12ページが方向性の案となっております。1つ目の が、隔週開所など一部の土曜日のみ開所している保育所に対し、公定価格上の評価の在り方についてどう考えるか。

2つ目が、土曜日の開所日において、平日に比べて利用児童や保育士等の勤務実態が少ない場合に、公定価格上の評価の在り方についてどう考えるかということで書かせていただいております。

13ページから、処遇改善の関係になります。

13ページの表は、処遇改善等加算4・ の取得状況についてデータを掲載させていただいております。

15ページ、方向性の案でございます。さらなる処遇改善につきましては、これまでの取り組みが一定の効果を上げてきている一方で、全産業の賃金月額との間で差があることを踏まえると、さらなる処遇改善の必要性についてどう考えるか。さらなる処遇改善のためには、財源が別途必要となることに留意が必要としております。

事務負担軽減や運用の改善についての論点もございました。3つ がございますけれども、自治体や事業者からの意見を踏まえた、処遇改善等加算の事務負担の軽減について、どのように考えるか。認定権限の移譲についても、認定を行う自治体の事務負担の観点もあわせて検討するべきではないかとしております。

2つ目、基準年度の話でございますけれども、事務負担軽減を念頭に置きつつも、仮に加算適用の前年度を新たな基準年度にするとした場合でも、それ以前の処遇改善をどう担保するかという点もあわせて検討が必要ではないかとしております。

処遇改善加算の施設内での配分方法についても、さらに検討する必要があるのではないかとしているところでございます。

16ページ、保育士以外の職種ということで、論点 、入所児童処遇特別加算についてでございます。方向性の案のところでは、保育士以外の職種の活用について、どう考えるか。それから、入所児童処遇特別加算について、その名称がわかりづらいという御意見もありますけれども、それについてどうするかということで挙げてございます。

17ページ、論点 、夜間保育についてでございます。方向性の案のところですが、夜間保育所は就労形態の多様化に伴う夜間の保育ニーズに対応するものであるということや、夜間保育所固有の業務や経費があることに鑑み、夜間保育加算についてどのような対応が考えられるかとしてございます。

18ページ、休日保育における共同保育の在り方ということで、方向性の案のところでは、複数の施設が休日保育において共同保育を行い、施設ごとに輪番制で受け入れを行う場合についても、加算の対象とするよう要件を見直すこととしてはどうかとしているところでございます。

19ページ、申請書類の様式統一化など、事務負担の軽減ということになっております。これにつきまして、方向性の案といたしまして、市町村が実際に使用している様式も参考にしながら、統一的な請求様式を作成するとともに、普及に向けて取り組みを進めていくこととしてはどうかとしております。

20ページ、質の高い教育・保育の実施のため、基準を超えた職員を配置する施設・事業所への対応ということでございます。方向性の案のところでありまして、**「0.3兆円超」**の質の向上項目に含まれる**「1歳児の職員配置基準の改善」「4、5歳児の職員配置基準の改善」**、それと、本年10月の実施が見送られることとなりました**チーム保育推進加算の充実**について、必要となる財源の確保とあわせて検討することとしてはどうかとしてございます。

21ページ、3(2)、論点 といたしましては、1号認定子供の給食実施に関する事項でございます。方向性の案のところでございますけれども、1号認定子供の給食実施加算については、給食外部搬入の場合の加算適用の在り方を見直すとともに、自園設備を用いてきめ細やかな栄養・衛生管理等のもとで給食を実施する場合の加算単価の充実を検討するべきではないかとしているところでございます。

論点 は栄養士の活用についてでございます。方向性の案のところではありますが、こちらから本年10月からの実施が見送られたものになっておりますけれども、栄養管理加算の充実について、必要となる財源の確保とあわせて検討することとしてはどうかとさせていただきます。

23ページ、小学校との接続等でございます。まず論点 の方向性の案でございますが、継続的な幼小連携といった教育・保育の質の向上に資する取り組みによっても加算を取得できることとするなど、主幹教諭等専任化加算の要件を弾力化し、加算の取得促進と教育・保育の質向上を図ってはどうかとしているところでございます。

24ページ、論点 でございます。方向性の案にありますように、施設関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、公開保育の取り組みと学校関係者評価を一体的に実施する施設に対する支援をどのように考えるかとしております。

25ページ、4（1）地域の子育て支援活動の評価の在り方でございます。方向性の案ですけれども、1つ目の 、現行の地域の子育て支援の取り組み状況に着目した加算の在り方についてどのように考えるか。2つ目の 、障害のある子供の受け入れや、地域における子育て支援の機能を保育所等が担っていくことについてどのように考えるかとしております。

26ページ、児童虐待対策の関係でございます。28ページまで進んでいただきまして、方向性の案をお示ししてございます。1行目の後半からですけれども、保育所等に期待される役割や実際の対応も、今後増大していくと見込まれると。一方で、要保護児童への支援等は、保育所等が日常的に行う業務の一つであるという面もある。そうした中で、虐待等要保護児童への支援を進めていくに当たり、保育所等での取り組みをどのように評価することが考えられるかということで入れてございます。

29ページ、論点 、医療的ケア児などということでございます。方向性の案のところでは、医療的ケア児の受け入れ促進策について、どう考えるか。モデル事業や実態調査等の結果を踏まえて、検討することとしてはどうかとしております。

30ページ、減価償却加算・賃借料加算の仕組みの在り方で、論点 は減価償却費加算の関係でございます。方向性の案のところですけれども、当該加算の地域区分について、区分設定の際に参考とした保育所等整備交付金制度では平成29年度に区分を見直したこととの整合性をどう考えるかということで挙げてございます。

31ページ、賃借料加算の関係でございます。方向性の案ですけれども、賃借料加算における地域区分について、区分設定の際に参考とした生活保護制度における直近の改正との整合性をどう考えるか。仮に見直した場合、減額になることもあると考えられるが、一方で待機児童の解消に向け受け皿整備を進めている中で、どのように考えるかとしております。

最後のページになりますけれども、経営実態調査等の実施周期などでございます。方向

性の案のところですが、次回の公定価格の見直し及び経営実態調査について、遅くとも5年後までには実施することとし、第3期の事業計画期間との関係性も含め引き続き検討することとしてはどうかとさせていただきます。

以上が資料2「公定価格に関する検討事項について」の御説明でございます。

続きまして、資料3について簡単に触れたいと思います。こちらは公定価格以外の検討事項につきまして、前回の資料と同じものでお配りしてございます。引き続きこちらの論点についても御意見があればいただきたいと考えてございます。

続きまして、資料4でございます。子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について、御意見を伺うものでございます。

昨年12月、さきの第197回国会で、ちょっと長い名称ですけれども、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」という法律が成立いたしました。略称としては「成育基本法」とされております。

こちらの法律におきまして、都道府県は政令で定められた計画については、それを作成する際、成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものと定められたところでございます。

該当する計画を定める政令におきまして、子ども・子育て支援法に基づく都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画がその対象となる見込みとなっておりますので、施行令の施行を前提といたしまして、基本指針においてその旨を明記することとしたいと考えてございます。

下の囲みのほうは基本指針に加えたいと考えている文章でございます。「その他」の項目に「成育医療等の提供の確保について」という項目を加えることとしたいと思っております。内容としては、当該法律の趣旨を踏まえまして、医療及び保健並びにこれらに密接に関係する教育・福祉等に係るサービス等の提供が確保されるよう、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に当たって適切な配慮をするよう努めることとするという文章でございます。

基本指針の改正に当たりましては、子ども・子育て会議の御意見を伺うこととなっておりますので、本日の会議で御了承をいただけましたら、成育基本法の施行日を踏まえまして、本年12月中旬をめどに法を施行するよう手続を進めたいと考えてございます。

資料5について御説明いたします。こちらは地方分権に関する提案募集に対して、地方側から提案が上がってきた事項について、2点制度改正を前向きに検討してはと考えているものがございますので、それを御説明するものでございます。2点のうち、まず1点目は私から御説明させていただきます。

1ページ目、地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大についてというものでございます。

現行制度の概要の2つ目の をごらんいただけますでしょうか。地域型保育事業に係る

「確認」の効力は、「確認」をする市町村に居住する者に対する給付等に限り及ぶこととされており、ほかの市町村に住んでいる方が利用する場合には、事業者の所在市町村による「確認」に加えて、利用する方が住んでいる市町村も事業者の所在市町村の同意を得た上で、利用される地域型保育事業者の「確認」を行う必要があるとされているところでございます。

これに対して、黄色い囲みのところでございますけれども、地方からは、市町村の事務負担軽減の観点から、地域型保育事業者に対する「確認」の効力について、教育・保育施設と同様に全国に及ぶものとしてはどうかという御提案がございました。

これを受けての検討の方向性の案でございますけれども、地域型保育事業に係る「確認」について、教育・保育施設と同様の取り扱いとすることによる特段の支障は把握しておらず、市町村及び事業者の事務負担軽減の観点から、提案のとおり制度改正することとしてはどうかと考えているところでございます。

2点目については、厚生労働省から御説明を申し上げます。

宮本総務課長 厚生労働省の子ども家庭局の総務課長でございます。

続きまして、子育て短期支援事業の見直しについて御説明をいたします。

子育て短期支援事業につきましては、4ページにございますように、児童福祉法第6条の3の第3項に基づきまして、保護者の疾病等の理由により家庭において子供を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等の実施施設において一定期間養育・保護を行うことを目的とした事業でございます。

5ページの上段に現行の事業のイメージを描いてございますが、子育て短期支援事業は、児童養護施設等に子供を入所させて実施することとなっておりますけれども、子供の家の近隣に児童養護施設等がない場合につきましては、児童養護施設等からあらかじめ登録した里親に再委託という形で子供の養育を行うことも可能としてきたところでございます。

このたび、平成29年の地方からの提案によって、里親支援機関、フォスタリング機関等を介して、里親に委託した場合にも当事業が実施できるようにすべきではないかという御提案をいただいたことから、5ページの下段のイメージ図にあるとおり、児童福祉法第6条の3第3項を改正いたしまして、里親等の市町村長が適当と認めた者に直接委託することも可能とすることにはどうかと考えております。

なお、里親に直接委託する場合には、里親支援機関等がバックアップ支援を行いまして、適切な養育環境を確保していくことを想定しております。

この改正によりまして、近隣に児童養護施設等がない自治体においても子育て短期支援事業を実施しやすくなると考えておりまして、自治体における取り組みが促進されていくのではないかと考えております。

以上でございます。

森田少子化総合対策室長 続きまして、資料6をお願いいたします。

厚生労働省の少子化総合対策室長です。

次世代育成支援対策推進法です。この法律は、もともとは平成17年度からの10年間の時  
限立法でしたけれども、さらに10年間延長しておりまして、現在の法律は平成27年度から  
10年間の法律ということで、今年度が延長後の5年目になっております。

1 ページ、仕組みといたしましては、まず国が指針を策定した上で、地方公共団体が、  
それぞれの地域の行動計画を策定するという。それから、事業主につきましては、一  
般事業主あるいは特定事業主の行動計画を策定するという形の法律になっております。

2 ページ、延長した際の改正内容といたしましては、赤い枠で囲んでおりますけれども、  
一般事業主の行動計画につきまして新たな特例認定制度を創設しております。

3 ページ、現在の状況といたしまして、地方公共団体の行動計画の策定状況、それから、  
事業主行動計画の策定・届け出の状況を記載しております。

なお、平成27年度から子ども・子育て支援法が施行されておりますので、特に地方公共  
団体の行動計画につきましては、子ども・子育て支援法の計画と一体的に策定して構わな  
いということで、ほとんどの自治体でそのような形で現在計画が策定されております。

下のところですがけれども、この改正法の附則の中に、この法律の施行後5年を目途とし  
て、施行の状況を勘案しつつ検討を加えるという規定がございます。この進め方ですがれ  
ども、子育て支援につきましては、まさにこの子ども・子育て会議で、子ども・子育て支  
援法の5年後見直しを検討いただいておりますので、この結果を踏まえて、指針の見直し  
など、必要な対応をしてはどうかと考えております。

一般事業主の行動計画の関連部分につきましては、今後、労働政策審議会において検討  
されることとなっておりますので、その状況につきましては、適宜こちらの会議にも御説  
明、御報告していきたいと考えております。

なお、4 ページ、5 ページ、これは6月の子ども・子育て会議の資料ですが、地方の行  
動計画についても来年度から後期の計画ということになりまして、地方公共団体におきま  
して、後期の計画を策定する関係で指針の改正を行うということでお諮りしたものになり  
ます。

この指針につきましては、来月中には告示できるように進めているところでございます。  
説明は以上です。

秋田会長 本日の議事につきまして、皆様から御意見、御質問をお願いいたします。

時間の関係上、毎回でございますが、お一人2分で御発言をいただきますよう、御協  
力をよろしくお願いいたします。2分が過ぎましたらメモを入れさせていただきます。発言  
は委員の配席順とさせていただきますが、木村専門委員が途中で御退席予定ということ  
です。最初に御発言をお願いいたします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村で  
ございます。

この後、幼児教育振興法に関しまして意見を求められておりますので、退席すること  
を御容赦いただければと思います。

意見書の15ページ目から記載をさせていただいておりますので、その中から要点だけお伝えをさせていただきたいと思っております。

公定価格の設定につきましては、従来どおり議論されている積み上げ方式を継続いただきたいと思っております。

認定区分の変更に伴うチーム加算ですが、こちらは1号認定と2号認定を合わせた上限数になっていますが、実際の加算については1号認定の実員になっておりますので、この辺を御検討いただければと思っております。

地域区分の一つの考え方として、最低賃金を用いての検討もあるのではないかと考えますので、御検討いただければと。

土曜日の公定価格につきましては、認定こども園はほぼ毎週開園をしている状況です。ただし、利用率が30%、それに対する職員の配置というのはおよそ6割、57.5%ぐらいの配置をしております。また、職員の採用や労働条件などを考えたときに、公定価格とこれを切り離して議論をすることはなかなかないのか、もしくは改めて御検討いただきたいと思っております。

処遇改善 につきましては、申請が非常に難しいという状況もありますので、その辺のサポート体制を御検討いただきたいのと、休日の保育に関しましては、御提案どおりに賛成したいと思っております。

自園調理・アレルギーに対しましては、1号認定も食育という観点から考えると自園調理は望ましいと思っておりますが、施設整備に関する費用負担はありませんので、減価償却等を設けて御検討いただければと思っております。

栄養士加算等についても、引き続き御検討いただければと思っておりますし、認定こども園等については子育て支援が必須でありますので、要保護児童の支援や、また、子育て支援等についての評価の在り方や財政の支援なども御検討いただければと思っております。

最後に、災害時の休園対策については、厚生労働省のほうでその基準を検討いただいていると思っておりますが、その作成に伴いまして、企業等に対しましても周知徹底と御理解をいただければと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 産経新聞の佐藤好美です。

5つ申し上げたいと思っております。

1つ目は、土曜保育についてです。土曜日、日曜日が休みでない親御さんはたくさんいらっしゃると思いますので、その方たちにきちんとサービスが提供されることが重要だと思います。

一方で、働き方改革の観点から、共同保育については前々回の会議で委員の皆さんから大変ポジティブな意見が多かったという印象を持っております。共同保育を進めていただ

けるような評価の在り方にしていくことがよいのではないかと思います。

一方で、きょう、塚本常務理事から御発表がありましたように、地域によって異なるニーズは当然ありますので、地域の違いに配慮すること。保護者と子供が納得して、きょうはこちらの保育園だよと行けるような説明が必要だと思います。土日の開所を受けるところについては、それで赤になるということでは困りますので、きちんとした評価がされることが重要だと思います。

2つ目です。職員配置なのですけれども、0.3兆円の財源確保が見通せない中で、前回の資料では職員配置を大変大きく加配しているところがあり、また、収支差も大変悪化していることを見ますと、配置基準についてはきちんと思えることが必要だと思います。

一方で、ぜひ事業者の皆さんには、何が足りないのかがきちんと思えるようにしていただきたいと思います。

3つ目です。4(1)から幾つまででしょうか。地域の子育て支援は大変充実の必要なところだと思います。特に何度も発言させていただいておりますが、虐待等要保護児童等の支援は、これから特に重要であるところだと思います。特に大きな方針として、地域、市区町村の関与が大切だと言っている以上、ぜひここに評価も、そして、人の支援も国としてするよという姿勢を示すことが大事だと思います。ソーシャルワーカーやカウンセラーのような専門職の配置について表記していただいたことは大変すばらしいことだと思います。現実問題としてはラウンドするような仕組みになるのかなと思いますけれども、ぜひお願いしたいところです。

4つ目です。経営実調なのですけれども、遅くとも5年後と書いてありますが、経営実調が5年に1回ということはありません、考えられないと思います。経営実調は下げるためにするわけではなくて、今回のように低いときには上げることの根拠にもなりますので、こういうときにきちんと事業者さんにここが足りないということを見せていただくためにも、経営実調は5年とかではなくて2年とか3年に1回やっていただくことが大事だと思います。

最後です。資料3の子ども・子育て支援新制度施行後の5年見直しなのですけれども、論点のところ、求職事由の厳格化なのですけれども、前々回の会議で、ここについては先ほどの要保護児童みたいなお子さんの保育がこれを理由に行われているような面も現実的にはありますので、厳格化をするのであればその部分によくよく注意していただきたいと申し上げたと思います。その点について触れられていないので、ぜひその点について御考慮いただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

委員提出資料の4ページからを使ってお話しさせていただきたいと思います。



まず、土曜減算についてです。この土曜減算を財務省が画策しているということなのですけれども、あり得ないと思っております。現在、保育所の収支差率2.3%ということで非常に厳しい状況にある中で、さらに土曜減算で削っていこうという発想がよくわからない。

今は非常に非現実的な配置基準に基づいて保育所が加配をしたりということをしている状況にもかかわらず、そうした状況を置いておいて収入面を改善しないで減らしていこうというのは現実的な話ではないと思っておりますので、財務省には強く抗議したいと思っております。

また6ページ、7ページ、障害児の受け入れは大賛成です。保育所内で児童発達支援事業ができるようにしていただけると、より子供たちの療育も進むのではないかと考えております。ぜひお願いします。

また、虐待対応でソーシャルワーカーを置くことにも大賛成です。これは自園だけではなくて、地域で困っている園の相談に乗れるというソーシャルワーカーの在り方を構想していただけるといいなと思っております。

8ページ目、大型マンションでの保育所の設置という部分なのですがすけれども、現状タワーマンションができると、そこに一気に局地的に待機児童がふえてしまう状況があるのです。そこにおいて保育所を入れさせないといけない、マンションデベロッパーにちゃんと入れさせないといけないのですけれども、マンションデベロッパーサイドとしては、ここにつくったとしても、うちのマンションの子供たちが入れるかどうかわからないのだからつくれません、つくるインセンティブはありませんという状況になってしまうのです。ですので、これに関しては、ちゃんとマンションデベロッパーにつくらせるためにも、きちんとそのマンションの優先入所をさせて、そこで出た待機児童はそのマンションでちゃんと吸収するというふうにしていただきたいと思いますので、ぜひ御検討ください。

また、保育士の短時間勤務をぜひ認めてあげてください。今だと週休3日というのはしてあげられないのです。なぜならば、常勤規定が週5になっているから。ですので、これは医療などだと週32時間としていますので、週何時間という表記にしていいただければ、もっと柔軟な働き方が保育士はできるのではないかと考えております。

また、家庭的保育者研修なのですがすけれども、これは保育ママさんにやっていただくのは全然構わないのですが、小規模保育と家庭的保育は全然違うので、小規模保育にまでそれをある種押しつけることはしないでいただきたいですし、居宅訪問型保育でも家庭的保育でやってということになっているのです。居宅訪問型保育と家庭的保育は違うので、違うものなのに、しかも、保育士資格を持っているのに保育ママ研修を受けてというのは、さすがに全然よくない状況ですので、ここは改善をお願いしたいと思います。

また、居宅訪問型保育の方針なのですがすけれども、これはぜひ類型を分けていただきたいと思います。医療的ケアを預かる場合とそうではないという形にしていいただきたいと思います。

さらに、医療的ケア児でなくて健康で健常なお子さんをお預かりするような場合は、居

宅のみではなくて例えば児童館で預かれるとか、あるいはマンツーマンではなくて2対3とか2対5で預かれるみたいな形にさせていただけると、より使い勝手がよくなるのではないかと考えております。

さらに、この使える条件もかなり厳しいので、例えば多胎児を育てているとか、養育に困難を抱えているみたいなのところでも、ちゃんと手を差し伸べてあげてほしいと思います。

また、居宅訪問型の類型化に関してはデータが必要だということだったので、データをお出ししました。医療的ケア児を預かると看護師が付随しますので、構造的には絶対に赤字になる状況になっています。これに関しては何らかの加算等をしていただけるといいのかなと。

逆に、待機児童や健康で健常なお子さんをマンツーマンでお預かりするというのは財政的にも可能な仕組みになりますので、その部分、傾斜をつけるなどの配慮をされるといいのではないかと考えております。

さらに居宅訪問型一時預かり事業、今、全国で一つの自治体もしていない状況になっていまして、これは明らかに問題です。一方で、それを求めていらっしゃる方もいます。先ほど言ったように双子、三つ子の御家庭は外に出られない状況がありますね。これは何でこんなに使われないのというのを見てみたら、物すごく要件が厳しい状況になっていますので、ここまで厳しくする必要はないわけです。例えば集団保育が著しく困難であると認められる場合とかとなって、そういう人はNICUにいますからということになってしまうので、そこはもうちょっと使い勝手よく、普通の一時保育の施設と同じような要件にしてあげると使えるようになるのではないかと考えます。

あとはここに書いてありますので、ごらんになっていただけたらと思います。

ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

幼児教育の無償化に伴い、幼児教育の質について関心が高まっていると強く感じています。とりわけ幼稚園という学校としての役割を持っているところで、教育の質の向上への取り組みは最も重要なことだと思います。

今回の公定価格の検討において、いよいよ質の向上について、その取り組みの支援が加わったことは感慨深く、高く評価したいと思います。

まず、小学校の連携・接続が23ページに書いてありますけれども、主幹教諭が継続的に小学校等の連携についての業務を進めやすいように支援いただけることに強く賛同いたします。

また、次の24ページ、幼稚園や認定こども園について、学校評価体系の中で外部の有識者と連携した公開保育の実施など、質の高い学校関係者評価を行っている園への加算に関しては、ぜひ実現をお願いしたいところです。

最後に、処遇改善 にかかわる研修についてですけれども、私たち研修研究団体では、研修構築だけでなく都道府県や市区町村の行政との連携、手続などのことを進めなければなりません。ぜひ簡易な統一の書式、また、そのことの取り扱いについて、早急に事務連絡を发出していただきたくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

小塩委員、お願いいたします。

小塩委員 私は3つ申し上げます。

1つ目は質問なのですが、塚本様から土曜日の保育について、非常に詳細な御説明をいただいたのですが、土曜日保育に対するニーズが時系列的にどのように変化しているのか。昔と比べて減っているのか、ふえているのか。

それから、先ほどOECDのお話が出ていましたけれども、諸外国で土曜日にどのように対応しているのか。ちょっと調べていただくと、私たちの議論の参考になると思いますので、考えていただければと思います。

2つ目ですが、きょうの土曜日保育の減算のお話は、どちらかというところやってくるお子さんが少ない、あるいは職員さんが少ないから、減算すべきかどうかというお話でした。しかし、それと、保育所をそもそも閉めている場合に、それを減算するかどうかは次元の違う話だと思うのです。私は、子供さんが少ない、あるいは働いている方が少ないから減算するというのは厳し過ぎるのではないかと思うのですが、そもそもサービスを提供していないところは減算の対象にしていいのではないかと思います。次元が違う話は区別して議論すべきだと思います。

3つ目は、塚本様が重要な指摘をされたように、土曜日の保育の見直しは、公定価格の見直しと一緒に考えないといけないということです。私もまさしくそうだと思うのです。特にここで注意していただきたいのは、保育士さんを初めとする職員の方々の働き方改革が非常に重要だという点です。週40時間労働を確保するとか、それを保つとか、あるいは週休2日制はどうしても守るということを前提した上で、土曜日保育の在り方を見直す。それを実現するためには、公定価格の在り方をどのように考えるかを一緒に議論しないと、土曜日の話だけ取り出して議論しても余り意味がないのではないかと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

長田委員、お願いいたします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田です。

まずは、資料3の施行後5年見直しに係る公定価格関係以外のことにつきまして意見や要望を述べさせていただきましたが、多くの点につきまして、今回の資料の中に取り入れていただきまして、まことにありがとうございました。

今回示された公定価格関係の方向性の案ですが、多岐にわたるため、別紙で委員提出資

料にまとめさせていただきましたので、発言の時間の関係で全部を御説明できませんが、ごらんいただくと幸いです。

その中で、まず今回お示しいただきました資料2の13ページからの処遇改善の反映状況ですが、多くの施設において職員処遇に届いている状況がわかり、調査していただきましてありがとうございます。せっかくの大切な職員処遇改善の財源ですから、有効にかつ確実に職員処遇に反映されるべきものと考えております。その意味において、数は少ないかもしれませんが、職員改善に届いていない施設における理由等をできるだけ詳細に把握し、もしも制度に課題がある場合は課題抽出し、対応可能か検討して、さらなる推進に御尽力をいただくと幸いです。

14ページ、「2. 課題等」に記されているとおり、平成30年度時点で全産業の賃金月額11万6000円の格差、女性労働者の賃金月額と2万2000円の格差があることがわかり、安倍総理の記者会見での発言やニッポン一億総活躍プランにおける全産業女性労働者との賃金差がなくなるよう追加的な処遇改善を行うという目標を早期に実現すべく、今回の2万2000円の賃金格差が埋まるよう財源も含めて多大なる御理解と御努力をいただけますよう、どうかよろしく願いいたします。

また、直前の変更により先送りとなったチーム保育推進加算と栄養管理加算に関してもあわせてできるだけ早期に実現できるよう、関係各所における御努力のほど、ぜひよろしく願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

王寺委員、お願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会、王寺でございます。

意見書は、1ページ目から載せております。大変多い項目でございましたので、口頭では少しポイントを絞って説明させていただきます。

まず、1番目、経営実態調査を踏まえた認定こども園の職員配置の検討については、前回でも意見を述べましたし、また、先ほどの佐藤委員のお話も踏まえて、内容などを全国で調査しながらも、実際の配置状況が大変大きく上回る結果となっていることに対して、認定こども園の本来機能の発揮と職員の給与改善の両立が求められる中、公定価格上の職員配置の確保をぜひ検討していただきたいということです。

2点目、認定こども園におけるチーム保育加算でございますが、先ほど木村委員もおっしゃっていましたが、1号認定に応じたチーム保育加算の算出になっております。保育は1号認定・2号認定と分けてするものではなく一緒にしているという観点からも、認定こども園の特性を生かすことから、減算とならないよう運用改善の御検討をお願いしたいと思います。

3点目、土曜日保育の開所については、さまざまな視点からより丁寧な議論を積み重ねていただきたく思っております。

8番目、認定こども園の支援活動の評価及び虐待について、各地で設置されている要対協との連携なども、子ども・子育て支援を中心として、私たちも一生懸命やっているところでございます。そういう中で、専門性ということについては、ここに述べられているように、1つの園に1人ではなくて巡回で構いませんので、ソーシャルワーカーやカウンセラーを配置することに対する加算などの仕組みもお願いしたいと思います。

最後に、キャリアアップ研修の件でございます。毎回ここで申し上げて、各地域では本当にいろいろな意味で困っている状況ですので、ぜひ統一的なものにしていただくことと、その研修へ出すまでの保育者のシフトが大変困難でございますので、E-ラーニングの活用などもあわせて御検討していただければ幸いです。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

山本委員、お願いいたします。

山本委員 連合の山本です。

皆さんも今までにおっしゃっていたのですが、土曜開所に関する公定価格の評価の在り方については、保育サービスを利用する労働者が働きやすい環境を整えることや保育士の給与を考えると、減算するという方向ではなく、土曜保育を実施するような対策をとるべきではないかと考えます。

また、20ページのところにありますが、まさにこの方向性に賛成です。1歳児、及び、4、5歳児職員配置の改善は進めるべきで、そのために財源の確保は絶対に必要だということを重ねて申し上げたいと思っております。

さらに、虐待などについて、26ページのシートを見ていただくと、ちょっと気になったのが、認定こども園の相談割合がほかと比べて非常に低いのですが、この理由について御存じでしたらぜひ教えていただきたいと思っておりますし、分析にもよるかと思うのですが、認定こども園での虐待の発見に何かあるのであれば、対策を講じるべきであると思っております。

保育所などにソーシャルワーカーなど専門性のある人を配置することは本当に必要だと思いますし、ここに書いてあることに賛成ではありますが、これはなかなか難しい現状があるかと思っております。ソーシャルワーカーは、先ほどの委員もおっしゃいましたが、いろいろなところを兼務することも考えられるかもしれませんが、そうしたときに調整に非常に時間がかかるということも指摘をさせていただき、そうしましたら、市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置を加速させ、支援拠点においてこういうことについての取り組みを進めていくことも現実的な対策ではないかと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、山内委員、お願いいたします。

山内委員 日本保育協会の山内でございます。

「1(2)基本分単価の加算化や加算の基本分単価への組み入れなど、基本分単価と加

算の在り方」について、方向性にあるように、所長設置加算、事務職員雇上費加算については、基本分単価に組み入れるという方向性で賛成したいと思います。あわせて、そもそも設備及び運営基準に規定することも検討すべきではないかと考えております。また、主任保育士専任加算も同様に、9割を少し下回る程度の水準になっておりますが、基本分単価に組み入れることもあるのではないかと考えております。加算の要件の中に、乳児が3名以上在籍とかという条件がありますが、これに関して、年度によっては年度途中に加算になったりならなかったりといろいろな不安定な状況やケースもありますので、このあたりも整理する必要があるかと考えております。

次に、「1(3)地域の給与の状況を反映するための地域区分の在り方」であります。本論とは全く別であります。名称のことです。いわゆる地域手当の非対象の地域については、「その他地域」という記載になっておりますが、介護なども同様の記載であります。非常にイメージが悪く、加算があるかないかということについて、加算のある地域は例外として整理して、その他については「標準地域」と呼んでもいいのではないかとさまざまところで聞くところあります。2点目は、国や地方の特殊勤務地やへき地に勤務する場合の加算も考えるべきではないかということです。昨今の保育士の確保の困難性は、都市部だけでなく地方においても同様で、待機児童対策だけでなく、子供の減少が続く地域での保育の確保も同様に重要であるということを再度指摘させていただきたいと思います。

職員の配置基準等について、土曜日保育の件については、先ほど塚本先生からさまざまに御説明がりましたが、現在の公定価格は月額を基本として設定されており、その中で、11時間開所、延長保育の実施、職員のローテーション、働き方改革や質の向上のためのキャリアアップ研修など、さまざまな工夫を精いっぱいやっているのが現状であることだけは言っておきたいと思っております。働き方改革について、週2日という形でお示しできればいいのですけれども、利用される方のそれぞれの働き方に対応するという意味では、なかなか固定することは難しいこととあります。先ほどの主任保育士の件であります。保育相談が、余裕があるところでなかなかできないということが現実であります。そういう面で、主任保育士の専任も重要なことだとお伝えしたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

森田委員、お願いいたします。

森田委員 全国保育協議会、森田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、塚本先生、「土曜日保育の現状と課題」の御報告をありがとうございます。そのとおりだと思っておりますし、我々も11時間開所に加えて延長保育を実施する中では、時差出勤や時間外勤務、また、定数外の配置がなければ行えていないことが現状と思っております。

2ページ、公定価格で、経営実態調査において、収支差が2.3%と出されております。こ

の低い結果は当然ですが、2%ということは全てがプラスの2%ではなく、赤字の施設もあると想像いたします。いわゆる利益が出ているプラス面だけではなく、赤字の施設も当然あるかと思しますので、そうした詳細をもう一度御確認いただきながら、コストもそうですけれども、赤字施設の解消にも力を入れていただければと思います。

17ページの夜間保育について、夜間保育の園長をした経験上、非常勤保育士や非常勤調理員の人件費も加算していただいておりますけれども、給食は昼夜2食つくらなければならない。こうしたところで6日間つくるということは、当然調理員1名では賄い切れるものでもなく、急な病気、発熱等や家族の事故等によりどうしても休まなければならないときには、保育士、主任保育士が代理をしたりしている現状です。夜間保育は勤務が深夜に及んでしまいます。終電が終わってからの帰宅なども考慮しなければ、地域によっては車通勤もあろうかと思いますが、終電が終わってしまいますとタクシーでの帰宅を余儀なくされてしまいますので、そうしたところも御考慮いただきたい。これについては、調理員について小規模の事業所も同じようなことが言えると思います。

20ページの質の高い保育について、質の向上については、OECD諸国に合わせた質の確保も問われておりますし、OECD諸国並みの保育を実践しようとも言われております。そうすると、どうしても1グループ6名から8名のグループ保育も必要になると思いますし、そうしたところに、もう一つは、非認知能力の育成も当然捉えられております。30対1の保育士では、いかに技術があつたとしても物理的に無理ではないでしょうか。そうしたことから、0.3兆円超の財源の一刻も早い確保をお願いし、質の向上に向けた努力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

茂木委員、お願いいたします。

茂木委員 全国市長会から来ております、安中市長の茂木でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、公定価格に関する検討事項について、何点か申し上げます。

まず、地域区分の在り方でございますが、この地域区分につきましては、地方の実情を十分に踏まえて適切に設定がされるよう、方向性案にも示されてありますが、ぜひ見直しを進めていただきたいと思います。その際、可能な限り、給付費等が減額となる市町村が生じないように配慮するとともに、万が一減額になる場合には、保育所等の安定的な運営に影響が生じることがないように、あわせて必要な財政支援をお願いしたいと思います。

処遇改善加算についてでございます。待機児童の解消に向けた保育士の確保のためにも、さらなる処遇改善は必要であると考えます。国においては、必要な財源の確保について特段の努力をお願いしたいと思います。

運用の改善につきましては、市町村の事務負担が大きいのですが、この軽減だけではなく、事業者における加算の取得促進にもつながることから、早期に実現がされるよう検討

を進めていただきたい。また、具体的な改善方法につきましては、市町村の意見を十分に踏まえていただきたいと考えます。

基準を超えた職員を配置する施設等への対応でございますが、前回の会議で示された経営実態調査の結果におきましても、全ての保育形態で基準を大きく上回る職員が配置されているという実態が確認されたところでもございます。こうした実態を踏まえて、保育の質の向上に必要な、基準を超えた職員配置については、0.3兆円超の財源確保とあわせまして、特段の財政措置をぜひ検討していただきたいと思います。

全般的ではございますが、具体的な公的価格の設定における市町村の意見の反映でございますが、今後の具体的な公定価格の検討におきましては、実施主体である市町村に対して、変更に伴う実際の影響額等も示しながら、丁寧な情報提供と説明をいただきたいと思います。また、地方の実情を十分に踏まえた適切な設定となるよう、市町村の意見を十分に反映していただきたい。

こんなふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

水谷委員、お願いいたします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会の水谷でございます。

地域区分の在り方について、介護の地域区分の例が挙がってございましたが、やや広域性を持たせた考え方を入れたほうが、最低賃金は都道府県単位、私学助成金も都道府県単位でございますので、人件費のことを考えますと、ぜひ進めていただきたいと思います。

2つ目に、いわゆる職員配置のことでございます。0.3兆円超の改善ですが、森田委員もおっしゃったように、私も同じように思います。一人一人を丁寧に見ていくという意味では、現状は、実際に少し配置基準を下回って現実があるにもかかわらず、単価としてはそのまま残されているような部分がありますので、ぜひとも早急に進めていただきたいと思います。

次に、長時間保育と子供の負担ということですね。以前から標準時間と短時間の区分がございましたが、例えば、私どもの保育園でも休日保育をしておりますが、例えば、極端な例かもしれませんが、休日保育を利用して平時保育も全部利用しているというお子さんがいらっしゃいました。連携がとれていないということもあるかもしれませんが、要するに、毎日保育を受けているというお子さんもありますし、土曜日に、片方の保護者が休みであるけれども、保育をしている。これは、リフレッシュという意味での意義がありますし、就労等により長時間の保育が必要となることについて別に異論があるわけではないですが、子供の負担を考えると、もう少し丁寧な保育時間の提供をと。つい最近は、京都市が、2号、3号標準時間と短時間の8時間から、いきなり11時間という区分だけではなくて、8時間30分から30分刻みの利用方法の提供の案内をされておりました。それが標準時間の案内としてあったのですが、これが何となく無償化によって崩れていくのでは



ないかという懸念で新聞に広告を出されておられますが、そういう傾向は出ないとは限りませんので、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、公開保育と学校関係者評価については、専門的な評価者を維持するために、ふやしていくためにも、ここは、連続した、連携したものとしていただければと思います。

最後に、新2号認定も含めまして、在宅での不規則な仕事と多様な就労状況の方が認定を取得していると聞いています。確かに近年はITの普及等により多様な働き方が生まれています。一部の自治体では自宅での動画配信や個人売買サイトでの販売等によっても就労要件が認められているということになります。これは、極端に言いますと、1号認定の方が一定の時間をやっていますという自営業の申請をすれば、そのまま全員2号認定になるのではないか、新2号になるのではないかということも考えられなくはないので、こちらあたりの丁寧な区分といえますか、規定をお願いいたします。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

松田委員、お願いいたします。

松田委員 中京大の松田です。

何点が申し上げます。

まず、1点目ですけれども、資料2の2ページ目、公定価格の算定方法の在り方ですけれども、この財制審の建議を拝見すると、かなり強い口調で書かれているように見えます。この土曜保育ということで確かに焦点が上がっていますけれども、もとの文章は一例としてという表現で書かれていますので、土曜保育そのものが本丸ではないと思います。そこで申し上げたいことは、これは保育事業者様にとっては積み上げ方式がなれ親しんでいるものだと思いますが、それによって効率性を改善する場合の方法と、包括方式をもし利用した場合、メリットとデメリットの両方がありますので、この時間をかけた検討が必要かと思います。財制審は急いだ結論を求めてはいないように思います。

2点目です。土曜保育に関しましては、塚本先生の御報告は大変勉強になりました。地方においては、土曜保育は各拠点を開所するというのはなかなか難しいと思います。一方で、都市部におきましては、平均で4園に1園しかあいていないということですから、幾つかの拠点がまとまれば、話がまとまれば、拠点が1個だけあいて、ほかは休めるということができないのではないかと思います。そのときですけれども、これは保育士の確保及びワーク・ライフ・バランスに資すると思います。共同保育ですね。ただ、その場合、閉所した保育園が不利にならないようにする措置が必要かと思います。それが不利になりましたら、みんなあけておいたほうが良いということになりますので、これが一つ。同じことは、18ページの共同保育もあるかと思います。

3点目です。これは耳が痛い話かもしれませんが、15ページです。保育士の処遇改善につきましては、私は前回と同じ意見でございます。ここまでかなり政府が力を入れてきておりますので、ここで少し処遇のところは一旦様子を見まして、ほかに必要な加算がたく

さんありますので、そちらの確保を優先すべきではないかという意見です。

最後です。事務の効率化は大切だと思います。この資料2ですと、18ページ、統一様式には賛成でございますし、資料5の前半で、地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大は必要だと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

東出委員、お願いいたします。

東出委員 経団連人口問題委員会の東出でございます。

資料2の公定価格について、4点ほど申し上げます。

まず、公定価格の設定方法につきましては、実態を踏まえた適正な水準にしていくこととあわせて、保育の質を保ちつつ効率化を進める事業者の取り組みがきちんと評価されるという仕組みの導入について、御検討いただく必要があると思っております。

また、土曜日開所などの各項目の見直しにあたりましては、各地域の実態などを考慮しつつ、適切なものになるように見直すことが望ましいと考えております。

3つ目といたしまして、現在、企業では生産性向上に向けた取り組みとともに働き方改革を強く推進しております。保育におきまして、現場の負担感を軽減するために、事務のICT化や各種申請書類の様式の統一など、業務の効率化に向けた取り組みを一層進めることが重要だと考えております。

最後に、公定価格の見直しとそれに伴う経営実態調査の実施時期につきましては、環境の変化を踏まえまして適正な見直しを実施することと、今回の経営実態調査でも回答率が低く十分な実態把握ができていない可能性もあるということも踏まえまして、5年以内に見直すということではなく、介護報酬や診療報酬の改定頻度にも倣って、もう少し周期を短くする必要があると考えております。

以上、よろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 東京大学の野澤です。よろしく願いいたします。

私も、保育・幼児教育の質の確保・向上の取り組みを非常に大事だと思っております。

3番のところで、少しコメントをさせていただきます。

まず、生涯発達の基盤となる安定したアタッチメントの形成や、社会情動的能力の発達、生活習慣の確立のために、1歳児には、個別的・応答的かわりが重要になると思います。それが可能となるための配置基準。また、3歳以上においても、これからの保育・幼児教育の在り方を踏まえまして、より丁寧に子供をみとって、主体的・対話的で深い学びを実現するために、必要な保育所の配置基準の検討とそのための財源確保は必須となると思います。

また、2番目で、自園調理・アレルギー対応、食育の推進ということですがけれども、子

供の食というものは、健康やアレルギーへの対応はもとより、我が国で大事にされてきた食の社会・文化的側面への教育、例えば、地域の食であったり行事食であったりということの促進という意味でも、よりきめ細かな対応を可能にするための支援は必要ではないかと思えます。

3番目に、小学校との連携や外部評価など、重要な教育・保育の質の向上に関する取り組みですけれども、こうしたことも、ただするということではなくて、それを実質的に実践に生かしていくという点が重要であり、そのためには、一定の人員や経費が必要となると思えますので、そのための支援を確保していくことが大事だと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

長時間保育と区別の在り方について、母親と子供の関係が豊かで温かいものであることと乳幼児の情緒の安定の関連が強いことは、経験的に実感していることです。親子がゆとりのある心持ちで過ごせるようになるには、時間のゆとりと心のゆとりが必要であると思えます。

就労による保育は当然必要ですが、必要以上の保育利用をどのように制限するかについては、子供が健全に育つ権利を守るためにも検討していく必要があると思えます。経済政策、待機児童対策のためだけの子育て支援は、子供の成長に寄与しないこともあります。長時間我が子と離れて就労し、余裕のない時間で家事・育児や家族と過ごすことは、心のゆとりも持てなくなり、いらいらした気持ちで子供と接してしまうことになりかねません。親子の時間の質を落とさないために、働き方改革も必要ですが、必要な保育の時間だけを利用し、少しでも子供との時間を保障していただけるような制度の在り方を、ぜひ普及してください。子供は長時間保育に対して意見や感想を言えないだけに、大人社会の責務として、御配慮ください。よろしく願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、岡本委員、お願いします。

岡本委員 日本助産師会の岡本でございます。

私からは2点なのですが、次世代育成支援対策推進法に基づく指針の改正において、具体的な改正事項の中で、子育て世代包括支援センターや産後ケアが追加記載されること、また、来月以降、告示されること、法令化されることにつきまして、地域の助産師が出産直後から助産院などにおいて直接的な手厚い母子支援ができる、また、虐待予防につながるという点からも、日本助産師会としましては、非常に高く評価させていただきますし、非常に期待するところであります。

2点目なのですが、資料2の16ページのところ、保育士以外の職種の配置に関する公定

価格の評価について、高齢者の雇用推進の側面のみならず、育ちの場所に高齢者の方がいらっしゃるというのは、現在の核家族化において、社会性の育ち、子供の育ちの面からも非常に重要なのではないかと考えております。高齢者といいましても、60歳以降というのは非常に活動的な高齢者が多いのではないかと思いますので、そういう意味では、保育補助とか、間接的な保育業務などを担っていただくという点からも非常によろしいのではないかとと思うのですが、名称がわかりづらいというのは実感できます。活動的な60歳以上の方は非常に多いという点からも、例えば、「アクティブエイジング加算」のような、わかるような別建ての名称をきちんと上げてもいいのではないかなと私は思ったりします。あと、意見・課題のところを見ますと、要件を満たせないとか、内容がわかりづらいというのは、名称もそうなのですが、根拠があるわけではないのですけれども、進まない理由の一つとして、400時間以上という時間的な制約はどうかかなと。何か根拠があるのか私にはわからないのですが、その辺がなぜ進まないかの根拠になるようなデータを示されることも重要なのではないかと思います。名称は私が勝手に考えたことなのですが、わかりやすい名称は大事かと。それがより推進する一つになるかなと思いました。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

きょうは、資料2、資料3に沿って、3点、意見を述べさせていただきます。

既に各委員からおっしゃられたように、保育時間の延長や休日・土曜日の時間の保育と働き方改革は別方向のベクトルになると思います。これを解決するためにはどうしてもスタッフの増員が必要なので、これを是正するために、ぜひ予算的な措置をお願いいたします。

次に、26ページ、4(2)です。障害者に対する保育や、虐待、医療的ケアでございますけれども、私は病児保育をやっていますが、病児保育の医療施設型に関しましては、医師の常勤、看護師の常勤、保育士に関しては3対1の手厚い配置がなされております。したがって、現在のところ、医療的ケアに対する受け入れが一番進んでいる施設ではないかと思いますので、病児保育に関しても、その対象として、正規の活動として認められていただきたいと思えますし、虐待に関しますと、病気のときの子供をどうやって見ていいかわからないとか、そういったこともあります。一部の施設では、お母さんと子供を同時に預かる。母子同室を通じて、子供を見ると同時にお母さんに病気の子供をどうやって見たらいいかということもあわせてやることによって、結果的に虐待を防ぐという機能を持っておりますので、ぜひこういったことも含めて新たな病児保育の役割として認めていただきたいと思えます。

資料3になりますけれども、6(4)です。利用率の改善について、病児保育協議会の調査でも利用率が上がると収支が改善するということがありますので、利用率を上げるた

めには、現在のところ、広域化が最も大切なものでございますので、多施設の広域な地域の病児保育を統合して、ネットワークづくりが急務だと思います。また、改善をするためには、現在、収支が好転したところから余剰部分の返還ということが言われておりますけれども、この部分を一定額で修繕積立金等の項目で認めていただけたらよろしいかと思えます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願いいたします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

3点、申し上げます。

まず、資料2の7ページ、1(4)利用実態・運営実態を踏まえた土曜日開所に関する公定価格の評価の在り方から、8ページから11ページの土曜日保育に関する資料に、なぜ家庭的保育が掲載されていないのでしょうか。家庭的保育の人数は少ないのですが、経営実態調査に回答しているのだから、きちんと掲載していただきたいと思えます。家庭的保育の土曜日保育について、開所している時間は必ず家庭的保育者がいることになっているので、例えば、1日の開所時間が11時間だと、土曜日も開所している場合、週に66時間以上になります。それだけ就業しているということなのです。家庭的保育の減算調整の適用数が572カ所となっていることは、土曜保育を実施すると、全く自由な時間がなく、体調が悪くなっても病院にさえ行けないということや、保育の場が居宅ということ。そういう理由が主な理由です。自治体によっては、入所の利用調整の際に、土曜保育を必要としない家庭を家庭的保育への対象としているところもあります。家庭的保育の土曜保育については、保育形態の特徴や状況に応じて対応をお願いしたいと思えます。

2点目、同じく資料2の13ページ、2(1)処遇改善について、家庭的保育は少人数保育なので、ほとんど家庭的保育者と保育補助者数名での保育です。運営上、何かあっても対応できるように、保育補助者は4～5人いることが安心で、どうしても非常勤が多いため、取得率が低いかと思えます。また、自治体の中で家庭的保育者は2～3名とか、1人だけというところもあるのですが、そういうところは曖昧になっていて、いまだにうちの自治体では家庭的保育については処遇改善はしませんというところもあります。処遇改善等加算 については、新制度の導入によって家庭的保育を始めた自治体があるので、まだ7年以上勤務の保育者がいないところも結構あるので、そういうことが理由かと思えます。

3点目、資料3の4ページ、5(5)連携施設制度の在り方(連携施設確保促進のための地方自治体の関与、小規模保育卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など)と書かれていますが、この書き方では家庭的保育が含まれているのか含まれていないのかわかりません。方向性の案についても同様です。「家庭的保育・小規模保育」などとするか「地域型保育施設」とすると、はっきりすると思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

平川委員、お願いいたします。

平川委員 日本医師会の平川でございます。

3点、申し上げます。

夜間保育について。これは、夜間勤務手当の支給、睡眠にかかわる業務等、固有の業務や経費があるということで、ぜひ引き上げの方向でお願いしたいと思えます。

輪番制による共同保育で休日保育を実施するというところでございます。加算がとれる方向に要件を見直すことには、賛成でございます。ただし、今回の見直しで、公立保育所ではふえる可能性があるかと思えますが、私立の保育所や事業所内保育ではなかなか難しいのではないかと感じております。そもそも、休日保育加算の要件が年間を通じて日曜・祝日に開所する施設としていることに若干無理があるのではないかと感じております。実際、資料の私立施設における休日保育加算の取得状況で、加算をとっているのが1割にも満たないという状況でございます。年中無休の状態になりますので、施設側としても体制の整備が大変ではないかと感じております。輪番制が組めない場合でも、休日保育のニーズに応えようという施設がもしあるとすれば、年間を通じた開所でなくても算定が可能となるような見直しも検討する必要があるのではないかと考えております。

最後に、医療的ケア児の受け入れでございます。論点に上げていただいて、ありがたく思えます。モデル事業、来年度の実態調査を踏まえての検討ということで、結構でございます。なるべく早く調査等を進めていただければと思っております。医療的ケア児を安全に受け入れるには、看護師、研修を受けた保育士を確保する必要がありますが、実際には担当する保育士の負担や不安は大きいと思えます。看護師の確保もなかなか厳しい状況であると聞いております。そのような状況では、医療保険は使えませんが、訪問看護師の協力を得ることも一つの方法ではないかと思っております。現在も、市町村の事業として行ったり、あるいは、保護者が全額支払って利用しているケースもあると聞いております。いずれにしても、児童福祉法の改正趣旨を踏まえまして、国として、保護者の負担も減らしつつ、医療的ケア児の受け入れが進むような施策の実施をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、中正委員、お願いいたします。

中正委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

本日も、資料の御説明をありがとうございました。

塚本園長からの資料で、感想と言っては失礼なのですが、現場を持っていると、1日11時間、週66時間を、週40時間の保育士さんでカバーをしていたということがわかったことは、私としては本当にありがたいというか、ありがとうございます。公的価格だけでは不十分なので、都道府県や市区町村の単独補助で何とか安定してやっているという国の公定価格のことについては、御理解いただきたいと思えました。

あと2点、意見がございまして、資料2の公定価格に関する検討事項のところ、論点2のところ。幼稚園の施設関係評価については、今回、記述されているのですが、保育所においても第三者評価を実施しております。評価機関自体は国にやっていただけないかという私の意見でございます。子供にとって、また、施設を選択する保護者のためにも、国を挙げての質の向上への支援、また、よい事例の情報公開などもしていただければと思っております。

2点目です。前にもお話しさせていただいたのですが、保育所等の閉鎖についてです。年々子供が減っておりまして、厳しい施設もふえてきております。閉鎖に向けてのルールづくりがそろそろ必要ではないかと思っております。どういう順番を経て閉鎖していくのか、事業所としていくのかということは、保護者や地域を巻き込んだ仕組みづくりをぜひしていきたいと思っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 秋田県大館市教育委員会でございます。

私からは、「3(3)小学校との連携・接続や外部評価など、教育・保育の質の向上に資する取組の推進」について、意見を申し述べさせていただきます。

小学校との連携・接続の教育的重要性とその実効性の高さに関しては、以前にもお話ししたとおりでございますが、先ほどの加藤委員や野澤委員と同様、この問題につきましては、先送りせず早急に推進すべき課題と認識しております。

(3)の論点につきましては、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取り組みによっても加算を取得できることとするなど、主幹教諭等専任加算の要件を弾力化し、加算の取得率促進と教育・保育の質の向上の促進を同時に図っていただきたいと考えております。

論点につきましては、学校教育・幼児教育・保育においても、公開保育や関係者評価は教育・保育の質の向上を図る上で必要不可欠な方策であります。公開保育の取り組みに対する支援を行うのであれば、単価の引き上げによる実施促進を含めた検討が必要と考えております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、高橋代理人、お願いします。

高橋代理人 全国国公立幼稚園・こども園長会の高橋でございます。よろしくお願いたします。

今回の会議資料において、公定価格の見直しの中で、実践の幼児教育の質の向上につながる工夫をしてくださっていることに感謝を申し上げます。

国公幼では地域の全ての子供たちに質の高い幼児教育を提供するという使命があります

ので、その意味でも3点ほどお話しさせていただきたいと思います。

1点目は、障害児の単価導入の実現です。国公幼では、以前から特別な支援が必要な幼児を多く受け入れておりました。近年、増加の傾向です。今回の無償化によって、預かり保育の利用希望がふえ、配慮が必要な幼児への指導にかかわる人材確保が確実にできる財源として、一時預かり事業における障害児単価の導入が実現すれば、大変ありがたい限りです。公立園でも活用できるとお伺いしておりますので、ぜひ正式な通知などで各自治体や所管課への通知徹底を図っていただいて、現場において確実な活用につながりますようよろしくお願い申し上げます。

2点目は、学校関係者評価の充実についてです。本会の国公立幼稚園では、8割近い学校評価関係者評価を実施しております。とはいえ、幼稚園教育要領等の改訂で大事な観点の一つである社会に開かれた教育課程の編成を推進していくために、さらなる充実がとても大事で、有効な手だてとなります。研究保育をして、講師による指導を受け、実践への価値づけをしていただくことで、先生方の指導力が向上していきます。そのことが適正に評価されるようになれば、学校関係者評価の実施率もさらに上がり、相乗効果として実践の質が高まっていくものと考えます。ただし、年に1度だけでは効果は期待できませんから、少なくとも年に数回、継続的に指導を受けて、それと評価を組み合わせることが望めます。そのための予算措置ができるような仕組みを希望いたします。

3点目です。今回の幼児教育・保育の無償化によって、保育時間の長時間化が推奨されないかと懸念しています。働き方改革が叫ばれて、長時間労働の抑制を進めようとしている中での保育時間の長時間化の懸念、このことは、保育だけの話ではなく、特に子育て世代を中心とした労働環境や労働条件を含めた経済全体の課題として、国を挙げて論議していかれることを切に願っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、坂本代理人、お願いします。

坂本代理人 子育てひろば全国連絡協議会、奥山の代理でまいりました、坂本純子でございます。よろしくお願いいたします。

本日のお話を伺っております。公定価格の検討ということで、保育園の中で、私どもと関連する地域子育て支援に関する評価の在り方という項目がございました。障害児のお子さんに関する公定価格と地域における子育て支援機能の強化ということが書かれておりましたが、私ども子育てひろば全国連絡協議会は、地域子育て支援拠点の事業者の団体でございます。

本日の資料では、資料3の5ページ、「6.地域子ども・子育て支援事業」の6(1)で触れられております。利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業ということで、量的拡充については、ニーズを踏まえながら検討してまいりたいと書かれております。先ほど、他の委員から、虐待予防の観点と地域において非常に重要性が増しているというお話があ



りました。まさに、日本の子供家庭支援の中で、親を支援していく機能を持っている唯一の事業体であると理解しております。

その中で、ここ数年、厚生労働省からもさまざまな調査研究をさせていただいております。実態調査やその利用者に対するニーズにどのように対応しているかといった分析も進めてまいりました。非常に幅広い、今日的な家族を取り巻く子育てに関する課題に対応している実態が捉えられております。例えば、4割の地域子育て支援拠点が、父親に対する支援に既に取り組んでおります。また、同じように、30%強の施設が、妊娠中の家庭に対して、マタニティママ、パパを含めた家庭の支援も行っています。また、さまざまに課題を抱えているお子さんを育てていらっしゃる家庭に対する支援など20近くの課題を列挙して、対応しているか確認しましたところ、非常に多くの多様な課題に対応している実態がございました。国では国家公務員の男性の育児休暇を1カ月間取得というお話が話題になっているようですけれども、父親の子育て役割を地域の中でサポートをする役割も地域子育て支援拠点は担っています。なかなか日本の中でおくれている分野を非常に補完していると考えております。

そういったさまざまな課題に対応する事業として、ニーズ、その役割の重要性、機能の幅広さというところでも、地域子育て支援拠点事業に対してフォーカスをして重視していただければと期待しております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、杉崎代理人、お願いいたします。

杉崎代理人 商工会議所でございます。

資料2の7ページから12ページにかけてでございます。土曜日開所の件につきましては、就労形態や働き方が多様化している中で、土曜日開所の意義は非常に高いと認識しております。現に、そうした声も商工会議所に届いております。そうした中、本件につきましては、資料に記載の実態や冒頭の御講話の内容などを踏まえまして、合理性、納得性のある評価が必要だと考えてございます。

また、資料2の19ページに記載の申請書類の統一化について、事業所の負担軽減、生産性向上に向けて、非常に重要なテーマだと認識しております。

最後に、資料6に記載の内容について、御説明いただいた内容でよろしいと考えてございます。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

委員からの御質問に対して、事務局から御回答をお願いいたします。

池上参事官 まず、内閣府、私から御回答させていただきます。

公定価格を中心に、本日もさまざまな観点から御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

10月で実施を考えておりました、栄養管理加算、チーム保育推進加算の充実について、改めて多くの御要望をいただいたと考えております。これにつきましては、公定価格から減算する副食費相当額を4,500円としたことに伴いまして、10月からの実施を見送ったところでございますけれども、改めて必要となる財源の確保も含めて予算編成過程においてしっかりと検討していきたいと考えております。

処遇改善の関係でも、さまざまな御意見を頂戴いたしました。まず、その処遇改善のさらなる実施について、同じく必要な財源の確保とあわせて引き続き検討していく必要があるかと考えております。加算取得の事務処理の効率化、あるいは、施設内での配分の在り方なども検討していきたいと考えております。なお、施設による加算取得のサポートといたしましては、今年度から都道府県を対象といたしまして、講習会の実施や専門的な相談員の雇い上げなどの経費への補助事業を創設してございます。こういったものも活用されるようにしていきたいと考えているところでございます。処遇改善等加算の研修に関する共通の様式については、文書の発出がおくれておりましたけれども、改めて速やかに発出できるよう対応を進めているところでございます。

このほかにも、本日、さまざまな公定価格全般について幅広い御意見をいただいたところでございます。いただきました御意見も踏まえまして、次回子ども・子育て会議に向けて、事務局においてさらに各論点に関する考え方を整理いたしまして、それも踏まえて、次回以降、引き続き御議論をいただければと考えております。また、次回、経営実態調査について、さらにクロス集計したものもお出しできるように作業を進めたいと考えているところでございます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

お願いいたします。

矢田貝保育課長 保育課長でございます。

諸委員から、土曜保育についてのニーズの変化であったり、諸外国の状況ということでございましたので、どこまで準備できるかわかりませんが、次回に向けて御準備させていただければと考えてございます。

また、土曜保育の議論の中で、1週間で11時間×6で66時間を、週40時間が基本の保育士さんがプラス26時間を働いて満たすという考え方ではなくて、ここだけちょっと御説明させていただきますと、もちろん週40時間働く保育士さんが何人かいて、組み合わせで66時間をカバーするという考え方で公定価格を設定してございますので、その辺のところも、誤解なきよう、次回までに資料を準備して、御議論に資するようにしたいと考えてございます。

最後に、同じ土曜保育の話で、家庭的保育についての資料が入っていないということだったのでございますけれども、家庭的保育は、御発言の中にもございましたけれども、ちょっと傾向が違いまして、土曜日は閉じているほうが過半数というか、多いという実態がございま

して、この土曜日の開所日数に応じて減額するとか、それと同一に議論できるのかということがあってここに載せてはおらなかったのですが、データ自体はございますので、それはまた準備したいと考えてございます。

その他、いろいろといただいた御意見につきまして、池上参事官からもございましたけれども、また次回の議論に資するように準備したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議論を踏まえまして、事務局におかれましては、検討の方向性について改めて整理をお願いいたします。

それでは、第47回「子ども・子育て会議」をこれにて終了いたします。

お疲れさまでした。